平成 30 年度 第 10 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 31 年 1 月 25 日(金) 午後 16 時 00 分~午後 16 時 25 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
	議席 番号	農	業 委 員 名	出欠 の別	議席 番号	農	業 委 員 名	出欠 の別
出席委員	1	和喜田 重則		出	8	土居 尚行		出
<u>11 名</u>	2	畑田 藤志郎		出	9	河野 仁		出
	3	岡	添 蔦代	欠	10	西﨑 .梅一		欠
欠席委員	4	孝野 覚也		出	11	尾﨑 春夫		出
3 名	5	山口 深		出	12	田中 定嘉		出
	6	西口 孝		欠	13	谷口 八千代 出		出
	7	太田 憲男		出	14	浜田 暁		出
議事録署名人	1 和喜田 重則				2	2 畑田 藤志郎		郎
総会に出席した者の氏名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		埜々下 正男		推進委員		増﨑 淳子	
推進委員 2名								
事務局職員								
2名	事務局長		吉村 克己		課長補佐		松本 仁志	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 議案第3号 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見について							

平成30年度第10回愛南町定例農業委員会次第

事務局

只今から平成30年度愛南町農業委員会第10回定例総会を開会致します。

議長(会長)

(会長挨拶)

事務局

それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行 をお願い致します。

議長(会長)

それでは、これより本日の会議を開きます。

出席委員は14名中11名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。

まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、1番、和喜田 重則委員と2番、畑田 藤志郎委員を指名致します。

それでは、日程第三、議案審議に入ります。

まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。

受付番号 19番、小山 422番 2 外 12筆、地目・面積は田・4,805 ㎡、畑・1,394 ㎡で3条有償移転でございます。経営面積は 0.0aでございます。譲渡人は、現在、横浜市在住で農地の管理が困難であることから、このたび譲受人に、本申請の農地のほか、宅地や居宅もまとめて売払うこととなりました。譲受人は、現在農地を所有しておりませんが、譲渡人から土地建物をまとめて買い受け、その居宅に居住して農業を営むことを希望しています。申請の農地のうち、居宅に近い 422番 3及び 425番の2筆にはキャベツやサツマイモなどの野菜を栽培する予定ですが、他の農地は現在耕作放棄地になっているものも多く、竹や雑木が生えて農地として再生困難な状態になっているところもあります。これらの農地につきましては、許可後、自己資金で樹木の伐採・抜根作業を委託するほか、知人の農業者2名を雇用して整地を行います。また、再生後は栗・柿・桃などの果樹を植栽する予定です。譲受人が所有する農機具は、耕運機1台、チェーンソー1台で、今後軽トラックを導入する予定です。

以上1件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えており

ます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと 思います。19番お願い致します。

委員

事務局の説明の通りです。東小山の田畑13筆、合計6,199㎡です。農地移転の理由は、先ほど説明があった通り、譲渡人が横浜市在住のため申請地の管理ができないからです。譲受人の要望もありまして、住宅も含めて売却をするということで話がまとまりました。譲受人の農地の取得基準は、田畑6,199㎡、労働日数年間200日。一生懸命していて、私も見に行き、毎日農業に励んでおります。農業経験者2名を雇って今後増員する予定となっております。農地利用の計画ですが、申請地の隣に居住するものでありまして、申請地の開墾・整備などを行い、農業経営の充実を図っていくということです。422から427番地の6筆は、現況の果樹・野菜を利用・継続します。他の7筆は、雑木・荒地・竹林の伐採及び抜根を、自己資金で外部発注を行い、農地の整備を行い、その後、栗や柿を植樹する予定だということです。農地の管理は、本人と農業従事者2名で行う計画です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

委員

もともとは○○さんの土地?

委員

そうです。

委員

譲受人は何歳?

委員

76歳です。

委員

その年から農業か?

委員

出来ますか?と確認しましたら、一生懸命するので協力してくださいと。

委員

後継者や家族は?これから一人でするのは大変じゃな。

委員

後継者はない。家族は、娘さんがおるが、他県にいる。その為、人を雇ってすることになった。

議長(会長)

他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。

次に議案第2号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題 と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 123 番は再設定で、城辺甲 330 番外 9 筆、地目・面積は田・4,926 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号124番は再設定で、正木1196番1外5筆、地目・面積は田・3,936 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は2年でございます。

受付番号125番は再設定で、中川1999番1外1筆、地目・面積は田・1,662 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は3年でございます。

受付番号 126 番は新規で、広見 3235 番 1 外 4 筆、地目・面積は田・3,764 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 3 年でございます。

受付番号 127 番は新規で、広見 3266 番、地目・面積は田・877 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は3年でございます。

受付番号 128 番は新規で、広見 3263 番 1、地目・面積は田・690 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は3年でございます。

受付番号 129 番は新規で、広見 3136 番 1 外 6 筆、地目・面積は田・4,247 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は3年でございます。

受付番号 130 番は新規で、広見 3265 番 1、地目・面積は田・999 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は3年でございます。

受付番号131番は新規で、増田3267番外4筆、地目・面積は田・5,183㎡、 使用貸借で生産物は野菜、期間は1年3か月でございます。

受付番号132番は新規で、緑乙1351番外1筆、地目・面積は田・3,671 ㎡、 賃貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。 受付番号 133 番は新規で、緑乙 1421 番外 1 筆、地目・面積は田・800 ㎡、 賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号134番は新規で、満倉2147番外1筆、地目・面積は田・2,768㎡、 賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

以上 12 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化 促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろし くお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どな たかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

委員

広見は誰かな?

委員

○○がしとった。もうやめるけん、誰か探しよって、新しくこの人が耕作することになったようです。

議長(会長)

他に、無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

次に議案第3号農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見について、 をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますよう お願い致します。

本案件は、平成30年12月26日付で中国四国農政局長より国有農地の一般競争入札に伴う入札資格の事前審査について照会があったため、お諮りするものです。まず、国有農地の売払いに関する手続きにつきまして、若干の説明をさせていただきます。ご存じのとおり、農地の所有権移転につきましては、原則、農業委員会の許可を必要とする旨が、農地法第3条に規定されておりますが、例外としまして、同条第1項第1号に、「第46条第1項の規定によって所有権が移転される場合」とあります。その第46条第1項とはどういう場合かと申しますと、農林水産大臣が管理する農地を売払う場合、すなわち国有農地を

売払う場合になります。この規定によりまして、国有農地の売払いは3条許可を必要とはしませんが、入札会において落札した方に売り渡されるということとなります。ただ、3条許可を必要としない代わりに、売払いの相手方は、農地法第46条、及び農地法施行規則の第95条に規定された基準を満たすものに限られます。これらの規定は、一般的な3条申請の許可基準を満たすものである必要があることから、入札会の前に、今回の入札参加申込者について、入札資格があるか否か、3条許可の基準に沿ってご審議いただきますようお願い致します。それでは説明をいたします。

本案件は、中国四国農政局が一般競争入札に付した物件で、土地の所在は緑乙868番、畑、1,192㎡でございます。入札日は、平成31年2月20日で、入札参加申込者は1名となっております。申込者は、対象地に隣接する畑を所有し、現在も耕作をしておりますが、このたび対象地が入札に付されたため、耕作・管理の利便性を考慮し、この際に取得するよう申し込みをしております。また、3条許可基準として、下限面積を超える92aの農地を経営し、農機具はトラクター・コンバイン・田植機・乾燥機・籾摺り機・精米機を所有しております。農作業従事日数も150日を超えており、資格などについては問題ないものと思われます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと 思います。お願い致します。

委員

場所は、緑新鮮市から僧都に向かって、左側の小高い山の頂上、ちょうど峠のところです。町道より上側になっているので、防風林に囲まれた一区画に、申込者の方が、何十年も耕作している農地がある反対側の農地になります。現況は、きれいに草も刈られていて、申込者が隣接しているから管理しているのだと思います。防風林に囲まれているので、あまり人の出入りがあるような場所では無いです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

委員

入札参加者は、この人だけ?確定してるの?

事務局

申し込みが12月25日までの期限になっていました。手を挙げたのが、この方

だけでした。

委員

今は、何か植わっとるの?

委員

何も植わってないです。耕したらすぐに畑になるくらいに耕作できる状態です。放置しとったら、大木も生えとると思うが、全然そういうこともなく。草は、生えている。

議長(会長)

ほかに無いようでしたら、入札参加資格がある者と決定してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本入札参加申込者は、入札参加資格がある者と決定を致しました。

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長河野一

議事録署名人和臺田重剔

議事録署名人 大田 田 旅 志 家 В